

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：北海道  
農業委員会名：北見市第二農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

##### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,070	22,700	-	-	-	23,700
経営耕地面積	436	12,436	11,449	1	986	12,872
遊休農地面積	0	0	0	0	0	0
農地台帳面積	1,240	13,896	13,077	0	819	15,136

※第一第二  
合算

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	506
自給的農家数	33
販売農家数	473
主業農家数	409
準主業農家数	53
副業的農家数	11

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,411
女性	644
40代以下	497

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	436
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	27	26
認定農業者	-	19
認定農業者に準ずる者	-	-
女性	-	3
40代以下	-	2
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

※第一第二合算

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		23,700ha	22,400ha
課 題	後継者不足による農業従事者の高齢化や相続による農地の分散・不在地主の増加の恐れなど、担い手への利用集積の妨げとなる要因がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び実績

※第一第二合算

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
22,440ha	22,374ha	0ha	99.7%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構等と連携しつつ、農地所有者等の意向把握と将来的な農地の活用に係る情報の収集に努め、担い手の意向を踏まえた利用調整を推進する。
活動実績	北見市農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、担い手の意向を踏まえた農地の利用調整に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	北見市農地等の利用の最適化の推進に関する指針により定めた目標を達成するために、単年度毎の集積面積を目標と設定しているが、担い手の死亡や離農による集積面積の減少があった。
活動に対する評価	農地所有者等の意向把握調査を実施し、担い手の意向を踏まえた利用調整を推進した。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

※第一第二合算

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	2経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	45.7ha	6.2ha	12.8ha
課題	<p>農業形態は、主に、畑作・玉ねぎを中心とした土地利用型農業となっているため、一戸当たりの耕作面積が大きく、土地や機械などの営農に最低限必要な初期投資が大きいことから、新規参入は難しい。</p> <p>価格が安定している玉ねぎにおいては、指標面積があるため、新たに作付拡大が難しい状況であることから、新規参入枠などの取組が必要。</p> <p>営農技術習得の研修場所として、受入地区全体の協力が不可欠。</p>		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和3年度の目標及び実績

※第一第二合算

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	1経営体	100.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
9.7ha	39.5ha	407.2%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

※第一第二合算

活動計画	管内の農地に借入れ意向のある新規参入者を把握し、個々の状況に応じ農地の利用調整を図るとともに、関係機関と連携し新規参入者に対する受入体制が整うよう地域の理解に努める。
活動実績	新規参入希望者に対する受入体制が整うよう地域の理解に努め、新規参入者の受入れを達成できた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

※第一第二合算

目標に対する評価	新規参入における課題は多いが、課題を踏まえ農地等の利用の最適化の指針を策定しており、指針に基づき目標を設定しており適正な目標と言える。
活動に対する評価	活動計画に基づき新規参入の促進に努め、目標を達成できたことから効果的な活動を展開できたと言える。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題 ※第一第二合算

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	23,700ha	0ha	0.0%
課 題	あっせんによる集積が進んでいる中、条件不利により生産性の低い農地についての利用集積が困難である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び実績 ※第一第二合算

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	100.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		33人	5月～8月	8月～10月
調査方法		農業委員会全体で5～8月を農地パトロール強化月間と定め、遊休農地・違反転用について調査を実施。3班体制で担当地域を調査。強化月間中は各地区担当委員が随時見回りを実施。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:11月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		33人	6月～8月	7月～9月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	8月	調査結果取りまとめ時期	9月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	0筆	調査数:	0筆
		調査面積:	0ha	調査面積:	0ha
その他の活動	農地パトロール(利用状況調査)に加え、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって活かすべき農地を明確化した。				

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地等の利用の最適化の指針を策定しており、指針に基づき目標を設定しており適正な目標と言える。
活動に対する評価	利用状況調査を適正に実施することにより、目標を達成できたことから効果的な活動を展開できたと言える。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題 ※(A)は第一第二農委合算 ※(B)は第二農委分

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	23,700ha	0.4ha
課 題	違反転用発生防止のため、農業者等に対する農地制度の周知徹底が必要	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.54ha	1.14ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の未然防止に向けた地域からの情報収集や農地パトロールを実施し、是正に努める。
活動実績	違反転用発生防止に向け、農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	活動計画通りの取り組みを行い、違反転用の未然防止に努めた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 39 件、うち許可 39 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認、申請者から事情聴取、農業委員及び事務局による現地調査により許可要件の確認。			
	是正措置	無し			
総会等での審議	実施状況	事務局が申請概要説明、担当地区所管農業委員により詳細説明した後、全体審議。(事務局及び地区担当委員が質疑に対し回答)			
	是正措置	無し			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	無し			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、ホームページで公開。要望があれば事務局で閲覧。			
	是正措置	無し			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	無し			

### 2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 15 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請関係書類の確認、申請者からの事情聴取、農業委員による現地調査、周辺地域との調和、営農に対する支障の有無を確認。			
	是正措置	無し			
総会等での審議	実施状況	事務局が申請概要説明、担当地区農業委員から現況調査等報告した後、全体審議。(事務局及び地区担当委員が質疑に対し回答)			
	是正措置	無し			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、ホームページで公開。要望があれば事務局で閲覧。知事から直接申請者へ許可指令書を交付している。			
	是正措置	無し			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 80日	処理期間(平均)	70日
	是正措置	無し			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		81 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		64 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		35 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		19 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		16 法人
	提出しなかった理由	・報告義務の認識欠如	
	対応方針	・法的根拠の周知徹底。 ・催促書の送付と催告強化。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	無し	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	125件	公表時期 令和 4年 1月
		情報の提供方法:ホームページにて公開		
	是正措置	無し		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	456件	取りまとめ時期 令和 4年 1月
		情報の提供方法:問い合わせ等あれば回答		
	是正措置	無し		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	15, 136ha	
		データ更新:毎月総会での農地の権利移動反映、毎月住基との突合、年1回固定資産土地課税台帳との突合		
	公表:農地情報公開システムで農地の権利移動反映等			
	是正措置	無し		

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	令和元年7月に第一第二農業委員会連名にて北見市へ提出。3年ごとに提出。
----------------	-------------------------------------

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--